

SCG日本語学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、外国人に対して日本語教育を行い、大学等への進学およびその他の学習者一人ひとりの目標を達成するに十分足る、21世紀型人材たりうるにふさわしい総合的コミュニケーション能力をもつ人材を育成し、地球・国家・地域レベルの様々な課題に対して「人づくり」という観点から問題解決を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、SCG日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 265-2 SCG ビルに置く。

(自己点検)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員および休業日

(コース、修業期間及び収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	入学時期	修業期間	収容定員	クラス数
進学2年コース	4月生	2年	317名	16クラス
一般1年6か月コース	10月生	1年6か月	20名	1クラス
合計			337名	17クラス

(始期・終期等)

第6条 本学のコースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

《4月生》

- (1) 1年目 前期 4月上旬から 9月下旬まで (20週間)
- (2) 1年目 後期 10月上旬から 3月下旬まで (20週間)
- (3) 2年目 前期 4月上旬から 9月下旬まで (20週間)
- (4) 2年目 後期 10月上旬から 3月下旬まで (20週間)

《10月生》

- (1) 1年目 前期 10月上旬から 3月下旬まで (20週間)
- (2) 2年目 前期 4月上旬から 9月下旬まで (20週間)
- (3) 2年目 後期 10月上旬から 3月下旬まで (20週間)

(休業日)

第7条 本学の休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 春、夏、秋、冬季の学期末の休み、ゴールデンウィーク、お盆休み
(期間は行事予定表に記載)
 - (4) その他、学校が定める休業日
2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると本校が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他、急迫の事情があると本校が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、別に定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の各号に定めるとおりとする。
ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数(修業週数)
初級Ⅰ	初歩的な文法・漢字・語彙を習得し、日常生活の中で必要な基本的な会話や事務手続きができるようにする。表記の学習を中心に聴解と会話の練習にも力を入れる。	20時間 (10週)
初級Ⅱ	基本的な文型・表現を習得し、それを4技能にわたって発展させることで、自分の考え・希望などを含めた円滑なコミュニケーションがとれるようにする。また平易な文章が読め、短い作文が書けるようにする。	20時間 (10週)
初中級	日常の様々な場面で目的に応じた交渉ができるように、高度な文型・文法・表現を習得する。少し長めの文章が読める。日本語能力試験対策の実施。日本留学試験科目の基礎を固める。	20時間 (20週)
中級	日常的場面で使われる日本語に加えて、日本の社会や文化について理解を深め、幅広い分野の日本語を理解・運用できるよう、とくに読解力の向上を目指す。新聞・雑誌などを用いた、より実践的な学習。進学に向けて、面接対策、ディスカッション、小論文の作成練習を行う。日本留学試験・日本語能力試験対策。	20時間 (20週)
上級	様々な分野の記事や論説など、論理的かつ抽象的な日本語を詳細に理解できる。自らの専門分野の学習を遂行するための日本語運用力を習得し、研究準備を自律的に進める。難関大学を目標に、入学後にハイレベルな授業、討論、論文作成に耐えうる日本語力の向上を目的とし、アカデミック・ジャパニーズの総合応用力を鍛える。	20時間 (20週)

(2) 一般1年6か月コース

授業科目	内容	週当たり授業 時数（修業週 数）
初級Ⅰ	初歩的な文法・漢字・語彙を習得し、日常生活の中で必要な基本的な会話や事務手続きができるようにする。聴解と会話中心に授業を進める。	20時間 (10週)
初級Ⅱ	基本的な文型・表現を習得し、それを4技能にわたって発展させることで、自分の考え・希望などを含めた円滑なコミュニケーションがとれるようにする。また平易な文章が読め、短い作文が書けるようにする。	20時間 (10週)
初中級	日常の様々な場面で目的に応じた交渉ができるように、高度な文型・文法・表現を習得する。少し長めの文章が読める。会話の練習に力を入れる。日本語能力試験対策を実施する。	20時間 (20週)
中級	日常的場面で使われる日本語に加えて、日本の社会や文化について理解を深め、より実践的なコミュニケーション能力を身につける。進学、就職、日本文化の探求など、個人に応じた、さまざまな目標の実現を目指す。	20時間 (20週)

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、各学期に行われる中間・期末試験の成績、毎学期の出席状況、授業態度を総合的に判断して5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 主任教員 1名
 - (3) 教員 17名以上 (うち専任7名以上)
 - (4) 生活指導担当者 1名以上
 - (5) 事務職員 1名以上
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 4. 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。

第4章 入学、休学・復学、転学・退学、終了・卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 原則として、在留資格「留学」により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくは、それに準ずる課程を修了している者、又は修了する見込みのある者
 - (2) 年齢が18才以上の者
 - (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける身元保証人を有する者
 - (5) 進学コース・一般コースともに日本語を150時間以上履修者、又は日本語能力試験N5相当の資格がある者、及び外国の高等教育機関を卒業し、その卒業証明書を提出する者
2. 前項の条件に限らず、出入国在留管理局より在留資格に問題がないと認められた者は、入学を許可することができるものとする。

(入学時期)

第13条 本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本校への入学手続は、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学許可者に対して必要な手続を行い、入学者を決

定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める学生納入金及び必要な書類を添えて、申請学期の入学手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、長期間休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書等必要な書類を添えて申請し、本校の許可を受けなければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、本校の許可を得て復学することができる。

(転学・退学)

第16条 転学・退学しようとする者は、その事由を書面にて届け、本校の許可を受けなければならない。

(修了及び卒業の認定)

第17条 本校は、前号で定められた各学期について第10条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。

2. 本校は、所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第18条 本校は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、その優秀者に褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 学生が、本校の学則その他本学の定める諸規則を守れず、その本分にもとる行為があったときには、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、及び退学の2種とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が不良な者

(4) 学校の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者

(5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、請求を催告しても納付をしない者

(6) 日本の法律に反した者

第5章 学生納入金

(学生納入金)

第20条 本校各コースの学生納入金は、次のとおりとする。

※以下の料金表示は税抜き金額とする。

税率は、その支払い年月の日本の法令に準ずるものとする。

※教材費、設備費、保険料、健康管理費は、その他に含まれる。

コース名		選考料	入学事務手数料	授業料	その他	計(税抜)
進学2年コース	1年目	30,000円	70,000円	660,000円	121,500円	881,500円
	2年目			660,000円	121,500円	781,500円
一般1年6か月コース	1年目	30,000円	70,000円	660,000円	121,500円	881,500円
	2年目			330,000円	63,250円	393,250円

(納入)

第21条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生の授業料は定められた授業開始日から計算される。原則として、自己都合によって入学が遅れた場合は、その期間の授業料の振替え、あるいは免除は行わないものとする。

3. 学生が休学申請を提出し、本校が正当な理由であると認めた場合は返金の相談に応じる。

(滞納)

第22条 学生及び支弁者が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料、その他費用を期日までに納入しなかった場合は、当該学生に対して出席を停止する場合もありうる。

(学生納入金の返還)

第23条 すでに納入された学生納入金は、原則として返還しない。ただし、正当な理由があると認められた場合は、別記「返金規程」に基づくものとする。

第6章 雑則

(学生証)

第24条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(寄宿舍)

第25条 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

(健康診断)

第26条 学生の健康診断は毎年1回、実施の詳細は毎年入学時期及び進級時期に学生に通知する。

(健康保険加入)

第27条 在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(忌引)

第28条 忌引に関する事項は、別に定める。

(細則)

第29条 本学則の施行についての細則は、別に定める。

付則： 本学則は、2020年 4月 1日から施行する。
本学則は、2022年 7月 28日から施行する。
本学則は、2023年 7月 29日から施行する。
本学則は、2024年 7月 30日から施行する。
本学則は、2024年 8月 1日から施行する。

注意：多国語に翻訳された文章は参考とし、内容については日本語で書かれた文章が優先する。

学則 別紙詳細

第1章 総則

第4条 2. 点検及び評価の実施に関する必要事項
→別紙「SCG日本語学校「自己点検・自己評価」計画」を参照。

第2章 コース、修業期間、収容定員および休業日

第7条 (3) 春、夏、秋、冬季の学期末の休み、ゴールデンウィーク、お盆休みの期間。
→実施の詳細は毎年入学時期及び進級時期に学生に通知する。

第8条 授業の終始時刻

1時限45分、1日4時限の授業を行う。入学時にレベルチェックを実施し、クラスを決定する。以後は当学期の成績により、来期のクラスを決定する。

進学2年コース 一般1年6か月コース	午前クラス	午後クラス
1時限目	9:00～9:45	13:00～13:45
2時限目	9:55～10:40	13:55～14:40
3時限目	10:50～11:35	14:50～15:35
4時限目	11:45～12:30	15:45～16:30

第5章 学生納入金

第23条 返金規定

1. 在留資格認定証明書が交付されなかった場合、選考料、入学事務手数料を除き、返金する。
2. 在留資格認定証明書交付日の前日までに入学を取りやめた場合、選考料、入学事務手数料を除き、返金する。
3. 在留資格認定証明書の交付後、入学日の15日前までに入学を取りやめた場合、入学許可書と在留資格認定証明書の返却を確認した後、選考料、入学事務手数料、授業料の1か月分を除き、返金する。
4. 在留資格認定証明書の交付後、入学日の14日前から前日までに入学を取りやめた場合、入学許可書と在留資格認定証明書の返却を確認した後、選考料、入学事務手数料、授業料の3か月分を除き、返金する。
5. 日本大使館及び領事館で査証が発給されなかった場合、入学許可書の返却と査証が発給されなかったことがわかる証明書を提出後、選考料と入学事務手数料を除き、返金する。
6. 来日したが、入学しなかった場合、授業料の70%を返金する。ただし返金は在留カードの失効及び、本人の帰国を確認した後とする。
7. 入学日後、コースの終了以前に退学する場合は下記の返金規定を適用する。
(返金できない費用)
 - ・選考料、入学事務手数料、教材費、設備費、健康管理費、保険料、入寮費、寮費、寝具代その他個人的費用

〈返金の対象となる費用〉

・入寮保証金、授業料

入寮保証金	卒業時、退寮時に返金とする。 尚、寮費や水道光熱費等の未払い分、部屋内の破損、設備の紛失等があった場合は、保証金より差し引き、残金を返金する。また、保証金で不足する場合は追加徴収となる。
寮費	寮は6か月契約となり、契約途中の解約による返金はいできない。 尚、水道光熱費等の未払い分、部屋内の破損、設備の紛失等があった場合は、保証金から差引する。また、保証金で不足する場合は追加徴収となる。
授業料	未経過授業料の計算方法 ① 年間授業日数を分母として、すでに経過した授業日数を算出します。 ② 下記の割合で返金率を算出します。 経過授業日数が年間授業日数の20%以下の場合：返金率80% 経過授業日数が年間授業日数の40%以下の場合：返金率60% 経過授業日数が年間授業日数の60%以下の場合：返金率40% 経過授業日数が年間授業日数の80%以下の場合：返金率20% 経過授業日数が年間授業日数の80%を超える場合：返金率0% ③年間授業料に返金率を乗じた金額を算出します。 ④算出された金額から中途退学賠償金を引いた金額が返金額となります。 ※中途退学賠償金は¥33,000-とする。 ※水道光熱費等の未払い分、部屋内の破損、寮設備の紛失等があった場合は、保証金、寮費と同じように授業料から差引する場合がある。

8. 日本の法律を破り、強制送還されたり除籍処分になった場合は、一切の返金はいしない。
9. 返還で送金するために要する銀行送金手数料は学生が負担するものとする。
10. 上記の返金に対しては、一律 6,600 円の返金事務手数料が差し引かれる。

第6章 雑則

第25条 寄宿舎に関する事項

1. 本校所有及び本校が契約し学生に賃貸する居住物件については本寄宿舎に関する事項を適用し、学生が不動産会社等を介して賃貸する居住物件については直接に交わした賃貸契約書の契約内容に準ずるものとする。
2. 本校所有及び本校が契約し学生に賃貸する居住物件の寮費について
 1. 入寮申し込後、寮費納入前に入寮を取りやめた場合でも、入寮費は納入しなければならない。
尚、寮費納入後に入寮を取りやめた場合、入寮費を除き保証金及び寮費を返金する。また、来日後、入寮前に入寮を取りやめた場合、入寮費、家賃1か月分、共益費その他諸経費を差し引き返金する。
 2. 寮は1年契約で、1年分の家賃、共益費その他諸経費を前納とする。入寮後、6か月間は退寮できず、途中退去の場合、6か月分の寮費の返金はいできない。7か月目以降に退寮する場合は、退寮の2か月前までに学校へ申告すること。未経過分の寮費は返金となるが、入寮から1年以内に退寮する場合は中途解約賠償金を支払わなければならない。
 3. 2年コースの契約更新は次の1年間、1年6か月コースの契約更新は次の6か月間とする。
 4. 契約更新後の寮費支払は、次月寮費を前月末に先払いとする。
3. 寮内規則
 1. 入居者は、寮規則が定める規定を守り、共同生活を理解し、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけるような常に心がけ生活しなければならない。
 2. 寮内に、契約者及び利用者以外の者を宿泊させてはならない。
 3. 寮内での金銭、所持品の紛失補償はいできないので、自分で管理すること。
4. 退寮規則
 1. 入寮から6か月間は退寮できない。7か月目以降に退寮する場合は、退寮の2か月前までに学校へ申告しなければならない。
 2. 退寮日は月末とし、月途中で退寮した場合においても日割精算はいできない。
退学、除籍、帰国の場合は、学校での手続き終了後、ただちに退去しなければならない。この
 3. 場合において退去月寮費の返金はいできない。
 4. 退去時には掃除の徹底、退寮前に担当者によるチェックを受けること。室内の破損や不備があ

った場合は修理代を入寮者が負担すること。

5.寮内規則、マナー、禁止事項に違反した場合、退寮処分とする場合がある。

5. マナー

1.寮内外で入居者同士、近隣住民の方に挨拶を心がけること。

2.寮内外の掃除、整理整頓に気を配ること。

3.キッチン、トイレ、浴室をきれいに使うこと。

6. 禁止事項

1.日本の法律、法規に違反する以下の行為はしてはならない。

・危険物、爆発物の購入や持ち込み、使用

・薬物の購入や持ち込み、使用

・賭博、暴力等の風紀、秩序を乱す行為、玄関以外での場所での土足

2.指定場所以外での喫煙。

3.ゴミ収集日以外のゴミ出し、ベランダや共用スペースにゴミを貯めること。

4.室内外にて騒音など近隣住民の迷惑になる行為。

5.夜9時以降、部屋やベランダや廊下、共用スペースなどで大きな声で話したり、歌を歌ったり、楽器を演奏したり、部屋の中を走り回り、大きな足音をたてること。

6.寮内外の他の部屋に無断で宿泊したり、契約者以外の者を許可なく宿泊させること。また、学校の許可なく転居、退去すること。

7.自転車を所定の場所以外にとめること。

第28条 忌引きに関する事項

1. 学生の親族が死亡の際は忌引き休暇を与え、届け出により授業を公欠扱いとする。また、それにより定期試験を受けられなかった場合は、後日受験するものとする。

2. 公欠となる親族の範囲は、以下の通りとする。

1. 1親等（父母・子）

2. 2親等（祖父母、兄弟姉妹）

3. 公欠となる期間は、以下の期間とする。但し、遠隔地の場合は往復に要する日数を加算する。

1. 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続5日（休日を含む）の範囲内の期間

2. 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む）の範囲内の期間

4. 公欠の届け出は、必要と認められた行事を終えた後、「特別休暇届」を、学生が教務に提出するものとする。

付則：本学則 別紙詳細は 2023年 7月 29日から施行する。

本学則 別紙詳細は 2024年 7月 30日から施行する。

本学則 別紙詳細は 2024年 8月 1日から施行する。

注意：多国語に翻訳された文章は参考とし、内容については日本語で書かれた文章が優先する。